

岡山市ホームページ広告掲載取扱要領

制定 平成21年2月26日企画局長決裁
改正 平成22年1月29日企画局長決裁
改正 平成22年6月14日企画局長決裁
改正 平成22年7月23日企画局長決裁
改正 平成23年6月21日企画局長決裁
改正 平成24年2月16日企画局長決裁
改正 平成24年3月27日企画局長決裁
改正 平成24年7月25日政策局長決裁
改正 令和2年3月16日市長公室長決裁
改正 令和8年1月13日市長公室長決裁

(目的)

第1条 この要領は、岡山市広告掲載要綱及び岡山市広告掲載基準の規定に基づき、岡山市のウェブページ(以下「市ウェブページ」という)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)市ウェブページ 岡山市が管理するウェブページのことをいう。
- (2)バナー広告 市ウェブページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ウェブページに掲載する広告はバナー広告(以下「広告」という)とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 市ウェブページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ウェブページ内容の範囲は、岡山市広告掲載要綱及び岡山市広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

(広告の規格)

第5条 広告バナーの規格は次のとおりとする。

- (1)縦200ピクセル、横400ピクセル
- (2)形式GIF, JPEG, PNG

(3) アニメーション、ロールオーバー等画像が変化するものは不可

(4) データ容量概ね200KB以下

(5) 画像を分割するものは不可

2 前項と異なる規格については別途定めることとする。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は広報広聴課長が指定する。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1か月単位を原則とする。ただし、広報広聴課長が認めるときはこの限りでない。

2 掲載期間は年度を越えて指定することができない。

3 広告掲載の開始日及び終了日は別途広報広聴課長が定める。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は、市ウェブページ等で公募することとする。

2 広報広聴課長は、公募を行うに当たって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 市ウェブページへの広告掲載希望者は、岡山市ホームページ広告掲載申込書(様式1号)により、郵送、FAX 又はEメールで、広報広聴課長が指定する期間内に申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第10条 広報広聴課長は、岡山市ホームページ広告掲載申込書による掲載申請を受けたときは、岡山市広告掲載要綱に定める岡山市広告審査会に必要な事項の審査を付託するものとする。

2 広報広聴課長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に通知(様式2号)する。

3 広報広聴課長は、広告掲載希望者が、第6条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(1) 第1順位国又は地方公共団体が出資し、又は出資している法人又は団体の広告

(2) 第2順位公益法人及び公益的団体の広告(前号に掲げるものを除く。)

(3) 第3順位私企業のうち公益的性格を有する企業の広告

(4) 第4順位私企業又は事業を営む個人であつて市内に事業所、事務所等を有するものの広告(前号に掲げるものを除く。)

(5) 第5順位私企業又は事業を営む個人であつて市内に事業所、事務所等を有しないものの広告(第3号に掲げるものを除く。)

(6) 第6順位前各号に掲げるもの以外の広告

4 前項の規定によつても、広告掲載希望者が第6条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告原稿の作成及び提出)

第11 条 広告主は、広告原稿を広報広聴課長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第12 条 広告掲載料は、広報広聴課長が決定する。

2 広告主は、広告掲載料を広報広聴課長の指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。ただし、広報広聴課長が認めるとときはこの限りでない。

(広告内容等の変更)

第13 条 広報広聴課長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第14 条 広報広聴課長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき

(4) 広告主、広告の内容またはリンク先ウェブページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によつても解消できないとき

(5) その他、市ウェブページへの広告掲載が適切でないと広報広聴課長が判断したとき

(広告掲載の取下げ)

第15 条 広告主は自己の都合により、市ウェブページへの広告掲載を取り下げること

ができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面(様式3号)により広報広聴課長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第16 条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 広告主の責に帰する理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料は返還しない。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料は、掲載期間の残りの月数に応じて返還する。ただし、月の途中で掲載することができなくなった場合の当該月については、暦日数による日割計算により円未満を切り捨てた額を返還するものとする。

4 前2項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第17 条 広告掲載期間内に、岡山市の都合で市ウェブページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。

ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、岡山市が広告を掲載できなかつたときは、掲載できなかつた日数に応じて、掲載期間を延長する。

ただし、広告を掲載できなかつた日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第18 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、広報広聴課長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被つたという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

4 広告主は、広告主、広告の内容又はリンク先ウェブページの内容等が、各種法令に違反し、若しくはそのおそれがあるとき又はこの要領等に抵触するものであるときは、速やかに広報広聴課長へ報告しなければならない。

(リンク先等)

第19 条 広告主は、広告のリンク先又は広告原稿を変更するときは、広報広聴課長が指定する期間内に岡山市の担当部署に連絡するものとする。

(裁判管轄)

第20 条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、岡山市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第21 条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第22 条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は岡山市広告掲載要綱及び岡山市広告掲載基準の規定を適用する。

第23 条 前条に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は広報広聴課長が別に定める。

附則

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成22年2月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成22年6月21日から施行する。

附則

1 この要領は、平成22年7月26日から施行する。

附則

1 この要領は、平成23年6月21日から施行する。

附則

1 この要領は、平成24年3月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成24年7月25日から施行する。

附則

1 この要領は、令和2年3月19日から施行する。

附則

1 この要領は、令和8年1月13日から施行する。